

動物販売業者等が取り扱う動物に関する帳簿に記載する内容について

動物販売業者等（販売、貸出し、展示、譲受飼養）が備え付けなければならない「動物販売業者等が取り扱う動物に関する帳簿」の記載事項は以下の項目です。

この項目を満たしていれば、様式は問いません。電磁的方法による保存も認められます。

- * 犬猫：所有し、又は占有する個体ごとに記載します。
- * 犬猫以外の動物：所有し、又は占有する動物の種類等ごとに記載します。

【必要な記載事項】

- ① 動物の種類等の名称
 - ② 動物の生年月日
 - * 輸入等をされた動物で、生年月日が不明な場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等
 - ③ 動物の繁殖者の氏名（法人の場合は名称）及び登録番号（または所在地）
 - * 輸入された動物で、繁殖を行った者が不明な場合は、この動物を輸出した者の氏名（法人の場合は名称）及び所在地
 - * 譲渡された動物で、繁殖を行った者が不明な場合は、この動物を譲渡した者の氏名（法人の場合は名称）及び所在地
 - * 捕獲された動物は、この動物を捕獲した者の氏名（法人の場合は名称）、登録番号または所在地及びこの動物を捕獲した場所
 - ④ 動物を所有した、または占有した日
 - ⑤ 動物を動物販売業者等【ご自身】に販売した者または譲渡した者の氏名（法人の場合は名称）及び登録番号（または所在地）
 - ⑥ 動物を販売した、または引渡した日
 - ⑦ 動物の販売または引渡しの相手方の氏名（法人の場合は名称）及び登録番号（または所在地）
 - ⑧ 動物の販売または引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
 - ⑨ (販売業者)動物の販売に際しての情報提供【対面説明・現物確認】(法第 21 条の 4) 及びこの情報提供についての顧客による確認(規則第 8 条第 6 号)の実施状況
 - ⑩ (貸出業者)動物の貸出しに際しての情報提供の実施状況(規則第 8 条 8 号)並びに動物の貸出しの目的及び期間
 - ⑪ (販売業者)動物の販売を行った者の氏名
 - ⑫ 動物が死亡した日
 - ⑬ 動物の死亡の原因
- } 動物販売業者等が飼養 または 保管している間に死亡した場合